

## 部局長会議議事概要（３月２５日）

総 務 課

１ 日 時：平成３１年３月２５日（月）９：１０～９：２０

２ 場 所：第一応接室（本庁３階）

### ３ 出席者

部局長会議構成員

### ４ 議 事

#### 総務部長

- ・地方自治法の改正により、平成３２年４月１日から都道府県知事等に対して導入が義務付けられた「内部統制制度」について、次の事項を説明し、４月以降の具体的な検討作業に備え各部局長等へ周知を図った。

（説明項目）

- （１）地方公共団体に対する内部統制の制度化の趣旨
- （２）制度の概要
- （３）制度の導入により期待される効果
- （４）県として当面の対応が必要な事項
- （５）本県における内部統制の基本的方向性
- （６）今後のスケジュール

#### 堀井副知事

- ・費用対効果を勘案した取組とすること。

→

（総務部長）

「財務に関する事務」が内部統制の対象となるが、その中でもリスクの大きいものに絞り込むなど、費用対効果を意識した限定的な取組としてまずは開始する予定である。全都道府県が一斉に取り組むものなので、他県等の事例も参考にしていきたい。

以上

1 地方公共団体に対する内部統制の制度化の趣旨

(現状)

- ・法令などに従った事務処理
- ・地方公共団体の長による決裁規則などの各種規則の制定 等により事務の適正性を確保

(課題)

- 一方で、こうした法令・規則等にはリスク管理の観点が十分に考慮されていないため、個人の裁量任せや前例踏襲等により、その仕組みが十分に機能しているとは言えない状況

事務ミスの発生 ・ 人件費の誤計上 ・ 生活保護費の過少支給 ・ 公共工事の積算ミス

➡ 重大な事案につながることがあることへの危惧

(対応方針)

- 民間企業で既に導入されている内部統制制度に倣い、同様の制度を地方公共団体へ導入 ➡ 『行政サービスの提供などに当たって、事務上のリスクを評価・コントロールして、組織として事務の適正な執行を確保する』ため、平成 2 9 年 6 月の地方自治法改正により、都道府県知事等に対して「内部統制制度の導入」を義務付け（平成 3 2 年 4 月 1 日施行）

3 制度の導入により期待される効果

- ① 長の戦略的業務への専念等
- ② 事務の適正性の確保の促進

4 県として当面の対応が必要な事項

2 0 1 9（平成 3 1）年度末まで

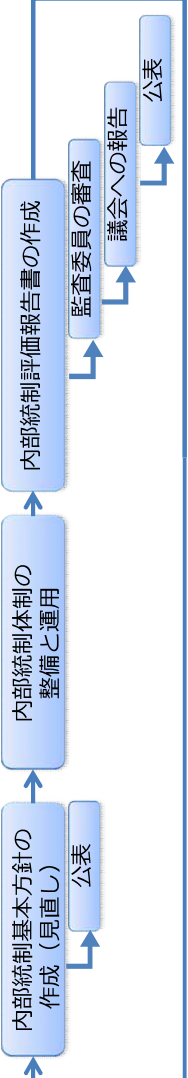
| 必要事項          | 概要                                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| 内部統制に関する方針の策定 | ・ 内部統制に関する県の組織的な取組の方向性等を明らかにする                        |
| 内部統制体制の整備     | ・ 知事を議長とする部局長級の会議等の設置<br>・ 内部統制推進組織、内部統制評価組織の設置に向けた検討 |
|               | ・ 内部統制に関する実施手続（手順書）の策定<br>・ 各局におけるリスクの評価、対応策の策定       |
|               | ・ 内部統制に関する評価手続（手順書）の策定                                |

2 0 2 0（平成 3 2）年度末以降

| 必要事項                | 概要                                          |
|---------------------|---------------------------------------------|
| 各局におけるリスク対応の取組      | ・ 内部統制対象事務について、リスク対応策に基づき、不適正な事務処理の発生を未然に防止 |
| 内部統制評価報告書の作成        | ・ 内部統制対象事務について、内部統制体制の整備とその運用状況を内部統制評価組織が評価 |
| 監査委員による内部統制評価報告書の審査 | ・ 評価が評価手続（手順書）に沿って適切に実施されたか等の観点から意見を付与      |

2 制度の概要

(制度の枠組み)



(具体的な取組)

- 組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして管理 ➡ 『組織内の全ての部署が P D C A サイクルによるリスク低減の取組』を実施



※ 内部統制の対象事務は、取組の段階的な発展を促す観点から「財務に関する事務」を必須として規定

- ③ 監査委員による監査機能の強化等
- ④ 議会や住民による監視の促進

5 本県における内部統制の基本的方向性

| 検討事項          | 方向性                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内部統制に関する方針の策定 | ・ 法で必須とされている「財務に関する事務」に限定して検討を開始する ※ 将来的には他の事務への拡大を想定<br>・ 重要性の大きいリスクに絞り込むなど、費用対効果を十分踏まえた取組とする<br>・ 職員等の意識改革やルール等の見直しを伴った P D C A サイクルの取組により改善を図っていく                                      |
| 内部統制体制の整備     | ・ 重要事項は部局長会議で審議・決定する<br>・ 新たに内部統制推進幹事会を設け、具体的な措置内容を検討する（ワーキンググループも立ち上げる）<br>・ 内部統制の推進組織と評価組織のあり方については、平成 3 1 年 1 0 月頃までに方針を決定する<br>・ 内部統制の具体的な取組と評価の方法は、国のガイドラインを参考に効果的・効率的な制度となるよう検討を進める |

6 今後のスケジュール

2 0 1 9（平成 3 1）年度

4 月～7, 10, 3 月  
検 討 作 業  
部局長会議

2 0 2 0（平成 3 2）年度

4 月～  
取組開始

2 0 2 1（平成 3 3）年度

4 月～6 月  
評価報告書作成  
7 月～  
監査委員審査等